



空き家解体・除却費用を

補助します！

補助上限額

原則 **30** 万円

一定の要件を満たした場合、
土地の固定資産税等を3年間
減免します。詳細は裏面へ！

空き家の相続後3年以内に解体する場合

原則 **50** 万円



<p>対象者</p>	<p>藤枝市内の空き家の所有者又はその相続人 (法人が所有している場合は、対象となりません。)</p>
<p>申請の時期</p>	<p>解体・除却工事の請負契約締結前 (既に契約を締結してしまった場合や、解体・除却工事に着手してしまった場合は補助金申請はできません。)</p>
<p>補助対象となる 空き家</p>	<p>次の全てに該当する住宅です。</p> <p>(1) 居住の用に供されていない住宅であること。</p> <p>(2) 木造の住宅であること。 ※店舗、倉庫や離れは対象となりません。 また、店舗兼住宅の場合、店舗部分の床面積が建物全体の床面積の半数を超えていないことが要件となります。)</p> <p>(3) 昭和56年5月31日以前に建築された、または同日において建設工事中であったこと。</p> <p>(4) 空き家及びそれ以外の全ての定着物を解体・除却し、土地を更地にすること。</p> <p>(5) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。</p> <p>(6) 耐震補強工事をしていないこと。</p>

裏面へつづく

<p>補助金額等</p>	<p>(1) 補助金額 空き家の解体・除却工事に要する経費の 23%以内で上限30万円 ※相続後、3年以内に解体・除却工事が完了する場合 23%以内で上限50万円</p> <p>(2) 補助対象経費 空き家（母屋）の解体・除却工事に要する費用。 なお、物置や離れなどの母屋以外の建築物、庭石や庭木などの敷地の定着物の除却費、空き家内部の残置物の処分費、アスベスト調査費は補助対象になりません。</p>
<p>補助対象となる 工事</p>	<p>次の全てに該当する工事です。</p> <p>(1) 空き家及びそれ以外の全ての定着物を解体・除却し、土地を更地にすること。</p> <p>(2) 建設業法に規定する建設業（土木工事業、建設工事業又は解体工事業に限ります。）の許可を受けた業者または建設工事に係る資材の資源化等に関する法律に規定する解体工事業者の登録を受けた業者に発注すること。</p> <p>(3) 令和8年2月27日までに解体・除却工事、費用の支払いが完了し、その旨の報告が完了する予定であること。</p>
<p>交付の回数</p>	<p>申請者につき年度当たり1回</p>

■ 問合せ先

藤枝市都市建設部 **住まい戦略課（東館2階）**

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号

電話 054-631-5750（直通） FAX 054-643-3280

ホームページ



土地の固定資産税・都市計画税を3年間減免します！

藤枝市空き家解体・除却事業費補助金の交付を受けて、解体・除却を行った空き家の所在した敷地のうち、空き家の除却時点で「住宅用地特例」を受けている場合は、土地の固定資産税、都市計画税を除却後3年間各年度における税額の80%に相当する額を減免します。

減免を受ける場合は、課税課に「減免申請書」の提出が必要となります。

■ 問合せ先 藤枝市役所課税課 土地係（西館2階）

電話 054-643-3292（直通） FAX 054-643-3125